

第5節

美術館・歴史博物館・劇場等の振興

1 美術館・歴史博物館への支援

国では、美術館・歴史博物館が地域住民の文化芸術活動・学習活動の場として積極的に活用され、文化芸術の国内外への発信拠点としての機能が充実するよう、事業に対する支援や人材養成などを行っています。

(1) 美術館・歴史博物館の活性化に向けた取組

国は、美術館・歴史博物館の果たす役割の重要性を考慮し、館が自らの事業の方向性を社会の変化に対応させるための活動基盤の整備に焦点を当て、地域との関係の強化(地域軸の強化)と国際的な交流の拡大(国際軸の強化)に資する取組に対して支援を行っています。平成23年度からは、美術館・歴史博物館が中心となった地域文化資源活用、地域連携強化、新規利用者層創出、国際交流拠点形成について支援する「ミュージアム活性化支援事業」を実施しています。

(2) 美術館・歴史博物館を支える人材の養成等

公私立の美術館・歴史博物館の学芸員などの専門的な知識や技術を向上させ、美術館・歴史博物館活動の充実を図ることが求められています。このため、国では、国立美術館・国立博物館などの協力を得て、企画展示セミナーなど様々な研修会や講習会などを実施しています。また、「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)」において、美術館などの管理・運営や教育普及などを担う専門職員の研修を充実することとされたことを受けて、平成23年度から新たにミュージアム・マネジメント研修やミュージアム・エデュケーター研修を実施しています。

2 美術品政府補償制度の導入等

美術品の政府補償制度とは、展覧会を開催するために海外の美術館などから借り受けた作品に万一損害が発生した場合に、その損害を政府が補償するものです。

美術品の政府補償制度を創設する「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」は平成23年3月に成立し、同年6月に施行されました。同年10月には、この制度の適用第一号として「プラド美術館所蔵 ゴヤ 光と影」展が国立西洋美術館で開催されました。24年3月末現在、5件の展覧会に美術品補償制度が適用されています。今後、この制度により、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で安定的・継続的に優れた展覧会が開催されるようになることが期待されます。

また、海外の美術品などに対する強制執行などの禁止の措置を定めるとともに、国の美術館などの施設の整備・充実などについて定める「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」が平成23年3月に成立し、同年9月に施行されました。この法律によって、従来は強制執行などの禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品などを公開する展覧会の開催が可能となり、前述の美術品の政府補償制度と合わせて、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大が図られることが期待されます。

3 登録美術品制度

優れた美術品の美術館や博物館における公開を促進することにより、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的とする「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づいて、「登録美術品制度」が設けられています。

この制度は、優れた美術品について、個人や企業などの所有者からの申請に基づき、専門家の意見を参考にして文化庁長官が登録を行うものです。登録された美術品は、所有者と美術館の設置者との間で結ばれる登録美術品公開契約に基づき、当該美術館において5年以上の期間にわたって計画的に公開・保管されます。また、登録美術品については、相続税の物納の特例措置が設けられています。

平成24年3月末現在、41件(375点)の美術品が登録美術品として登録されています。



短刀(銘国光)

4 国立美術館

国立美術館は、独立行政法人として、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館それぞれの特色を生かしつつ、5館が連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、海外の美術館や作家との交流、公私立美術館への助言を行っています(参照：<http://www.artmuseums.go.jp/>) (図表 2-7-24)。

図表 2-7-24 国立美術館



東京国立近代美術館

近・現代美術に関する作品その他の資料を収集・保管・展示し、併せてこれに関連する調査研究や事業を行っています。本館のほか、工芸館、フィルムセンターを設置しています。フィルムセンターは、我が国における映画文化の中核となる総合的なフィルム・アーカイブ(注)を目指しています。

(注)フィルム・アーカイブ…映画フィルムと関連資料を文化財として収集・保存する機関。



京都国立近代美術館

近・現代美術、特に関西を中心とした西日本の作品その他の資料を収集・保管・展示し、関連する調査研究や事業を行っています。



国立西洋美術館

昭和30年10月8日に日本国政府とフランス政府との間に成立した合意に基づきフランス政府から日本国政府に寄贈返還された松方コレクション(主にフランスの絵画・彫刻)を基礎とした展覧事業を中心に西洋美術に関する作品や資料の収集、調査研究、修復保存、教育普及、出版物の刊行などを行っています。



国立国際美術館

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品(主に昭和20年以降)その他の資料を収集・保管・展示し、併せてこれに関連する調査研究や事業を行っています。



国立新美術館

我が国の美術創造活動の活性化のため、全国的な活動を行っている美術団体などに展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開やアーティストの育成などを支援しています。また、美術に関する情報の収集・提供や教育普及活動を展開するとともに、併せてこれに関連する調査研究を行っています。

平成23年度においては、「ぬぐ絵画－日本のヌード1880－1945」（東京国立近代美術館）、「パウエル・クレー－おわらないアトリエ」（京都国立近代美術館）、「プラド美術館所蔵 ゴヤ 光と影」（国立西洋美術館）、「世界制作の方法」（国立国際美術館）、「アーティスト・ファイル2011－現代の作家たち」（国立新美術館）など36回の企画展を開催するとともに、東京国立近代美術館フィルムセンターでは、「映画女優 香川京子」の上映・展示などを行いました。

また、美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修や、国立国会図書館や国立情報学研究所などとの連携による美術情報の多元的発信などを行いました。

なお、東日本大震災に関連し、全国美術館会議と連携し文化財救援活動に参加するほか、様々な取組を行いました。

5 国立文化財機構

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の4博物館を設置し、有形文化財を収集・保管して国民の皆様の観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設において調査・研究などを行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的としています（参照：<http://www.nich.go.jp>）（図表2-7-25）。

現在、国立博物館では国宝・重要文化財を含む約12万件の文化財を所蔵しています。また、これらの文化財を活用し、平常展、企画展などを通じて日本の歴史・伝統文化や東洋文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。

平成23年度においては、「空海と密教美術展（東京国立博物館）」「法然上人八百回忌 法然－生涯と美術－（京都国立博物館）」「天竺へ 三蔵法師3万キロの旅（奈良国立博物館）」「よみがえる国宝－守り伝える日本の美－（九州国立博物館）」などの特別展を開催しました。

東京文化財研究所では、日本・東洋の美術・芸能の調査研究や文化財の保存に関する科学的な調査、修復材料・技術の開発に関する研究を行うとともに、海外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品の修復協力、アフガニスタンやイラクの文化財保存修復に関する協力など国際交流を進めています。奈良文化財研究所では、遺跡、建造物、歴史資料などの調査研究や平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査などを進めるとともに、全国各地の発掘調査などに対する指導・助言や発掘調査を行う専門職員などに対する研修を行っています。

また、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護を強化する拠点として、平成23年10月にアジア太平洋無形文化遺産研究センターを大阪府堺市に設置しました。

なお、災害により被災した文化財の保護のため、文化庁の要請を受け、国立文化財機構は東京文化財研究所に事務局を設置し、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）を実施するなど、地方公共団体などに対する支援・協力を行っています。

図表 2-7-25 国立文化財機構



東京国立博物館

我が国の人文系の総合的な博物館として、日本を中心にして広くアジア諸地域にわたる有形文化財について、収集、保存、管理、展示、調査・研究、教育普及事業等を行っています。また、資料館において、創設以来収集・保管してきた写真、図書等の学術資料を、研究者を中心に広く公開しています。



京都国立博物館

京都に都が置かれた平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査・研究、教育普及事業等を行っています。また、文化財保存修理所を設置し、文化財の保存修理、模写・模造や修復文化財に関する資料収集、調査・研究を行っています。



奈良国立博物館

仏教美術及び奈良を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査・研究、教育普及事業等を行っています。また、文化財保存修理所を設置し、文化財の保存修理とそれに伴う調査・研究、技術者等に対する助言を行っています。



九州国立博物館

「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」博物館として、日本とアジア諸地域との文化交流を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査・研究、教育普及事業等を行っています。また、文化財保存修復施設において、伝統的技術と人文科学・科学技術を融合した保存修復を実施しています。



東京文化財研究所

基礎的なものから先端的・実践的なものまで多様な手法により我が国の文化財の研究を行うとともに、その成果の積極的な公表・活用を図り、保存科学・修復技術に関する我が国の拠点としての役割を果たしています。また、世界の文化財保護に関する国際的な研究交流等を実施し、文化財保護における国際協力の拠点としての役割を担っています。



平城第481次発掘調査(平城宮東院地区)の現地説明会

奈良文化財研究所

遺跡・建造物・庭園等の土地と結びついた文化財や、南都諸大寺及び近畿周辺を中心とした古社寺等における文化財の保存・活用を図るための発掘、調査・研究を行うとともに、全国各地の発掘調査、建造物修理等に対する協力・助言等を行っています。また、アジア諸地域の遺跡・建造物等の文化財に関する国際的な研究支援や保護事業への協力等を実施しています。



開設記念シンポジウムでの早池峰神楽の公演

アジア太平洋無形文化遺産研究センター

アジア太平洋地域における無形文化遺産保護を強化する拠点として、ユネスコ無形文化遺産保護条約を中心とした国際的動向の情報収集を図り、アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関する基礎的な調査・研究の促進を行っています。

6 日本芸術文化振興会

(1) 伝統芸能の保存・振興

我が国の伝統芸能の保存・振興を目的として、国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわの5館において、歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽、組踊などの伝統芸能の公開や伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料収集・展示、劇場施設の貸出しなどの事業を実施しています(参照：<http://www.ntj.jac.go.jp>)。

平成23年度は、公演事業として、歌舞伎では、開場45周年を記念して「歌舞伎を彩る作者たち」と銘打ち全6公演をシリーズとして実施したほか、文楽「日本振袖始大蛇退治の段」^{にほんふりそではじめ}における新脚色、東日本大震災による犠牲者の鎮魂をテーマとした新作声明を上演した特別企画公演(国立劇場)、新作品「影媛」^{かげひめ}(国立能楽堂)など、通し狂言や復活狂言などによる古典の正しい伝承を基本としながら、併せて新しい作品の上演についても取り組み、5館で計186公演(1,041回)を実施しました。伝承者養成事業では、現在、歌舞伎俳優研修生9名、歌舞伎音楽竹本研修生1名、歌舞伎音楽長唄研修生2名、大衆芸能太神楽研修生4名、文楽研修生4名、能楽研修生4名、組踊研修生9名がそれぞれ研修中です。また、各館において展示や各種講座などを実施し、伝統芸能に関する理解促進と普及に努めています。

(2) 現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術振興の拠点として、新国立劇場において、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇などの公演の実施や、現代舞台芸術の実演家などの研修、現代舞台芸術に関する調査研究・資料収集・展示、劇場施設の貸付けなどを実施しています(参照：<http://www.nntt.jac.go.jp>) (図表 2-7-26)。

平成23年度は、公演事業としてオペラ「イル・トロヴァトーレ」、バレエ「パゴタの王子」、現代舞踊「近松 DANCE 弐題」、演劇「ゴドーを待ちながら」などの意欲的な作品を含め、計34公演(284回)を実施しました。実演家研修事業では、オペラ5名、バレエ6名、演劇11名が研修を修了しました。また、新国立劇場や新国立劇場舞台美術センター資料館において展示や各種講座などを実施し、現代舞台芸術の理解促進と普及に努めています(図表 2-7-26)。

図表 2-7-26 日本芸術文化振興会



国立劇場

我が国の伝統芸能の保存と振興を図ることを目的として、歌舞伎・文楽・舞踊・邦楽・雅楽・声明・民俗芸能などの公演を行っています。また、歌舞伎俳優・歌舞伎音楽・大衆芸能などの伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。敷地内に伝統芸能の普及に資するための伝統芸能情報館を併設し、広く国民の利用に供しています。



国立演芸場

大衆芸能の保存と振興を図ることを目的として、落語・講談・浪曲・漫才・奇術・曲芸などの公演を行っています。施設内の展示室では演芸に関する資料展示を実施しています。



国立能楽堂

能楽の保存と振興を図ることを目的として、能と狂言の公演を行っています。また、能楽の伝承者(ワキ方・囃子方・狂言方)の養成、能楽に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。



国立文楽劇場

人形浄瑠璃文楽を中心に上方芸能の保存と振興を図ることを目的として、文楽・舞踊・邦楽・大衆芸能・特別企画などの公演を行っています。また、文楽技芸員(太夫・三味線・人形遣い)の養成、文楽などに関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。



国立劇場おきなわ

組踊・琉球舞踊・琉球音楽などの公演事業を通じ、広く沖縄の伝統芸能を鑑賞する機会を提供するとともに、沖縄の芸能に影響を与えた本土の芸能、アジア・太平洋地域の芸能を紹介しています。また、組踊の伝承者(立方・地方)の養成、沖縄伝統芸能に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。



新国立劇場

オペラ劇場・中劇場・小劇場の3つの劇場を備え、オペラ・バレエ・現代舞踊・演劇などの現代舞台芸術の公演を行っています。また、次代を担うオペラ歌手・バレエダンサー・俳優などを育成するための研修を行い、現代舞台芸術に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。

7 文化関係独立行政法人の改革

平成22年4月に行われた内閣府行政刷新会議の事業仕分け第2弾では、国立美術館並びに国立文化財機構の美術品収集などについて「事業規模は拡充。機動的な美術品購入等が可能となる仕組み等適切な制度の在り方を検討。国の負担を増やさない」とされました。これを受けて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(22年12月7日閣議決定)において、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会並びに国立科学博物館の4法人については「国の負担を増やさない形での事業の

充実に向けて、制度の在り方を検討する」とされました。

平成23年10月以降、行政刷新会議独法改革分科会において独立行政法人の制度及び組織の見直しに向けた検討が行われ、行政刷新会議決定を経て、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（24年1月20日閣議決定）が策定されました。同閣議決定では、国立美術館、国立文化財機構及び日本芸術文化振興会の3法人については「統合し、文化振興型の成果目標達成法人とする」とともに、「民間等の資金の活用を図り、国の負担を増やさない形で事業を充実し、必要な収蔵品を機動的・効果的に購入等するための仕組み（基金）の整備を検討する」ことなどとされました。

今後は、閣議決定を前提とし、新たな制度・組織への移行を目指して、具体的な制度の検討を進めることとしています。

第6節

国際文化交流を通じた日本文化の 発信と国際協力への取組

国際化の進展に伴い、伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献することが求められています。

文化庁では、文化芸術振興基本法や基本方針を受け、世界に誇ることができる芸術の創造とその国内外への発信、文化芸術の国際交流の推進、海外の文化遺産保護への協力を行うなど、文化芸術立国の実現に向けた施策の充実に取り組んでいます。

1 国際文化交流の総合的な推進

(1) 文化芸術の創造・海外発信拠点の形成

①文化芸術の海外発信拠点形成事業

異文化交流の担い手となる外国人芸術家の受入れや国際的な文化芸術創造など、各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業（アーティスト・イン・レジデンスなど）を支援することにより、日本各地に文化創造と国際的発信の拠点づくりを推進する事業です。平成23年度においては、27団体に対して支援を行いました。



オープンスタジオの様子
(アーカスプロジェクト2011 いばらき)

②国際芸術フェスティバル支援事業

我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバルに対し戦略的かつ重点的に支援を行い、これらを文化芸術の世界の拠点として育成することにより、我が国の文化芸術の水準向上を図るとともに、優れた文化芸術の海外への情報発信を強化し、もって世界の文化芸術の水準向上に貢献することを目的としています。平成23年度は、「横浜トリエンナーレ2011」と「第24回東京国際映画祭」への支援を行いました。



「横浜トリエンナーレ2011」の様子

(2) 文化人・芸術家等の国際交流ネットワークの形成

①文化庁文化交流使事業

芸術家、文化人など文化芸術に携わる人々を、一定期間「文化交流使」として指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や日本と外国の文化人のネットワーク形成・強化につながる活動の展開を図ることを目的とした事業です。文化交流使には、日本在住の芸術家、文化人が海外に一定期間滞在し、講演、講義、ワークショップや実演などを行う「海外派遣型」、国際芸術交流支援事業により海外で公演などを行う芸術団体が現地の学校などで実演会、演奏会などのアウトリーチ活動を行う「短期指名型」の2類型があります。

平成23年度は、「海外派遣型」文化交流使として、9名(1グループを含む)を新たに指名し、雅楽、書道・刻字、短歌、染色、和楽器、能楽、現代美術といった様々な分野で活躍中の文化人・芸術家による国際文化交流と日本文化の発信活動を展開しました。また、「短期指名型」文化交流使に指名された3団体は、主に日本と周年を迎えた国々で、実演やワークショップなどを通じてそれぞれの専門分野の日本文化を紹介しました。

図表 2-7-27 平成23年度文化庁文化交流使一覧

派遣種類	氏名	プロフィール	活動国
海外派遣型 (9名)	真鍋 尚之	雅楽演奏家、作曲家	ドイツ、フランス、オーストリア、スウェーデン、ロシア、ベルギー、ハンガリー、オランダ、イタリア、スイス、ベラルーシ、チェコ、セルビア
	時友 尚子	染色家	エストニア、ラトビア、リトアニア、フィンランド
	薄田 東仙	書道家・刻字家	イスラエル
	佐佐木 幸綱	歌人	ドイツ、ポーランド、スウェーデン、スイス、フランスなど
	AUN(井上良平、井上公平、齋藤秀之)	和楽器奏者	タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア
	辰巳 満次郎	能楽師	大韓民国
	塩田 千春	現代美術家	オーストラリア



海外派遣型文化交流使

派遣種類	団体名	分野	活動国
短期指名型 (3組)	詰傳の会	人形浄瑠璃文楽(素浄瑠璃)	ドイツ
	ミュージック・フロム・ジャパン推進実行委員会	雅楽	アメリカ合衆国
	特定非営利活動法人 ACT.JT	伝統芸能・大衆芸能	アメリカ合衆国



短期指名型文化交流使

②ハイレベル文化人専門家の招へい

文化庁では、外国のハイレベルの文化人、芸術家や文化財専門家などを招へいし、我が国関係者との意見交換などを実施しています。平成23年度は、ユネスコ、アフガニスタン、イラン、英国、フランス、ドイツ、スイス、中華人民共和国、大韓民国、から12名の専門家を招へいしました。

(3) 文化関連の国際的なフォーラムの開催・参加

①東アジア共生会議

東アジア各国が共生する未来に向けた理念を明らかにするため、東アジア諸国の文化人、芸術家、文化に関する様々な分野の学識経験者が一堂に会し、議論する国際的な文化フォーラムです。

平成23年12月に、初日は民俗芸能公演、2日目は「災害と文化」・「東アジア意識の現在と共生

の課題」をテーマにセッションを開催し、世界各国へ東アジアからのメッセージを発信しました。

②世界文明フォーラム 2012 の開催

アマルティア・セン氏(ハーバード大学教授)をはじめとして、世界的な著名人が参画し、「世代間公正」の実現に向けて、東日本大震災の教訓を織り込んだ目指すべき 21 世紀の世界の姿や文化芸術の果たすべき役割などを議論しました。



世界文明フォーラム 2012 の様子

③文化に関連する国際的なフォーラムへの参加

日中韓の文化担当大臣が集う「日中韓文化大臣フォーラム」、東南アジア諸国連合(ASEAN)各国と日中韓の文化担当大臣が集う「ASEAN+3 文化大臣会合」、アジア欧州会合(ASEM: アジアと欧州の合計 46 개국と 2 機関により構成)の文化担当大臣が集う「ASEM 文化大臣会合」など、文化担当大臣の国際的なフォーラムに参加するとともに、ユネスコの各種会議に参加し、議論に貢献しています。

(4) 「国際交流年」における取組

文化、教育、スポーツなど幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深めることを目的とした「国際交流年」が設定されています。平成 23 年は「日本・クウェート国交樹立 50 周年」、「日独交流 150 周年」、「日バルト三国新たな外交関係開設 20 周年」に当たり、文化庁として様々な事業を主催・支援しました。

2 芸術文化の国際交流の推進

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の芸術文化水準の向上を図るとともに我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものです。このため、文化庁では、芸術文化の国際交流を推進するため、様々な施策に取り組んでいます(図表 2-7-28)。

図表 2-7-28 文化庁の主な国際芸術文化交流事業の概要

<p>■芸術による国際交流活動への支援</p> <p>我が国の芸術団体が行う外国との芸術交流と海外の優れた芸術団体との共同制作公演や世界で開催される有名な国際芸術祭などへの参加を支援することにより、世界水準の芸術家・芸術団体の養成を図る。</p>
<p>■海外映画祭への出品等支援</p> <p>日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作や映画製作者の海外渡航、宣伝用素材製作の支援、展示場出展を実施する。</p>
<p>■アジアにおける日本映画特集上映事業</p> <p>日本の文化や社会を映し出した日本映画を特集上映することにより、日本文化への理解や親しみの深化と、日本映画のアジア諸国における上映機会の増加を図る。</p>
<p>■メディア芸術海外展</p> <p>我が国メディア芸術の海外への発信力強化のため、文化庁メディア芸術祭海外展を開催するとともに、海外のメディア芸術関連フェスティバルへの出品を実施する。</p>
<p>■世界メディア芸術コンベンション</p> <p>世界のメディア芸術関連機関、フェスティバルなどの関係者を招へいし、各国各機関の取組などについて、情報交換や意見交換を行うことによって、国を越えた交流を図り、当該分野の連携・発展に資する。</p>
<p>■海外メディア芸術クリエイター招へい事業</p> <p>メディア芸術の振興に向けた取組の充実を図るため、海外の優れたクリエイターを招へいしメディア芸術における国際交流の推進を行うとともに、交流機会を通じた国内クリエイターの育成を促す。</p>
<p>■新進芸術家の海外研修</p> <p>美術、音楽、舞踊などの各分野の新進芸術家に、海外の大学や芸術団体などにおける実践的な研修機会を提供する。</p>

3 文化財国際交流・協力の推進

文化遺産は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。我が国は、長年にわたり、国内外の文化財に関する優れた調査研究を行うとともに、保存修復のための高度な技術を開発し、経験を蓄積してきました。文化財保護の国際的な取組が進展する中で、我が国に対する期待はこれまで以上に高まっています。このため、文化庁では、次のような取組を行っています。

(1) 文化遺産保護国際協力のための体制構築

①海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

平成18年6月に、海外の文化遺産の保護に係る我が国の国際協力について、国や教育研究機関の果たすべき責務、基本方針の策定、関係機関の連携の強化などの講ずべき施策について定めた「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が成立しました。19年12月には、同法に基づき、国や研究機関、文化遺産国際協力コンソーシアムなどの役割のほか、重点地域をアジアとすることや経済協力との連携強化などについて盛り込んだ基本方針が策定されました。

この基本方針に基づき、国内の協力体制の構築や関係機関の連携強化による効果的な文化遺産国際協力を実施しています。

②文化遺産国際協力コンソーシアム

文化庁、外務省、大学・研究機関、民間助成団体などが一体となって連携協力し、文化遺産国際協力を効果的かつ効率的に推進するため、平成18年6月に文化遺産国際協力コンソーシアムが発足しました。文化遺産国際協力コンソーシアムでは、国内各研究機関などのネットワーク構築、情報の収集や提供、文化遺産国際協力に関する調査研究、文化遺産国際協力についての普及啓発を実施しています。

(2) 国際社会からの要請等に基づく国際支援

①文化遺産保護国際貢献事業(緊急的文化財国際事業への支援)

文化庁は、平成16年度から、「文化遺産保護国際貢献事業」として、紛争や自然災害により被災した文化遺産について関係国や機関からの要請などに応じ、我が国の専門家の派遣、又は相手国の専門家の招へいを行うなどの緊急対応の専門家交流事業を実施しています。

○平成22年度～ インドネシア西スマトラ州パダンにおける歴史的地区文化遺産復興支援に係る専門家交流

○平成23年度 タイ・アユタヤ遺跡洪水被害状況調査
ブータン王国・民家等の伝統的建造物保存修復手法に関する技術支援(専門家交流)

②文化遺産保護国際貢献事業(文化遺産国際協力拠点交流事業)

文化庁は、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関などとの交流や協力を行う拠点交流事業を実施しており、現地で文化遺産の保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。

○平成20年度～ インドネシア・ボロブドゥール遺跡に関する交流事業
モンゴル・国立文化遺産センターを拠点とした交流事業

○平成22年度～ カンボジア(アンコール期及びポストアンコール期の文化遺産)における拠点交流事業
インドネシア・アチェにおける歴史的記録文書等の保存修復のための拠点交流

事業

- 平成23年度 キルギス共和国及び中央アジア諸国における文化遺産保護に関する拠点交流事業

コーカサス諸国等における文化遺産保護に関する拠点交流事業

これらの事業は、文化遺産国際協力コンソーシアム、外務省や国際交流基金その他の関係機関との協力の下で実施しています。

(3) 二国間取極などによる国際交流・協力

①日本古美術海外展

文化庁は、我が国の優れた文化財を諸外国に紹介することにより、我が国の歴史と文化に対する理解の増進と国際親善の推進に寄与することを目的として、昭和26年以降、国宝・重要文化財を含む日本古美術品の展覧会を海外の美術館などとの共催により開催しています。

平成23年度は、23年4月から6月まで、九州国立博物館において、22年度にバンコク国立博物館(タイ)で開催した「日本とタイーふたつの国の巧と美」の帰国展を開催し、我が国から出品した作品とともに、タイ側の作品も展示されました。

また、平成23年12月から24年2月にかけて、大韓民国国立中央博物館(ソウル)において、九州国立博物館、滋賀県並びに大韓民国国立博物館との共催により、「日本 仏教美術－琵琶湖周辺の仏教信仰－」展を開催しました。同展覧会では、滋賀県の社寺などに伝えられた彫刻・絵画・工芸品・書跡など、仏教美術の名宝59件(うち国宝4件、重要文化財31件)を紹介し、日本と同じく仏教美術が重要な位置を占める大韓民国において大きな反響を得ました。

②アジア諸国への文化財の保存修復協力

文化庁では、アジア諸国へ文化庁の調査官などの専門家を派遣して、歴史的建造物の共同調査や保存修復についての技術協力を行い、併せて、アジア諸国の文化財の専門家、行政官を招へいして、技術協力に関する協議や研修を行うなど、文化財建造物の保存修復分野における研究交流、人材育成を推進しています。

平成23年度は、インドネシア、ベトナム、大韓民国へ文化庁の調査官などを派遣し、現地文化財の保存修復に係る技術指導や、今後の二国間技術協力の方針についての協議を行いました。

③イタリアとの交流・協力

我が国は、文化財の保存修復や国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアと、積極的な交流を行っています。

平成19年3月には、伊吹文部科学大臣(当時)とルテッリ伊文化財・文化活動大臣(当時)が、日伊文化遺産国際協力の文書に署名しました。さらに、20年3月、壁画の保存修復と活用の調和に関する協力と、文化的景観と歴史的街区の保護に関する協力などを実施することを日伊間で合意し、20年度からこれらの共同プロジェクトが進行しています。今後も、両国の保存修復などの現場を活用して、共同研究、相互の専門家の派遣や情報交換などを実施していく予定です。

④イクロムとの連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター(ICCROM：イクロム)に加盟し、分担金の拠出(米国に次ぐ第2位の拠出国)や国際的な研究事業などに協力するほか、平成12年度からは同センターに文化庁の調査官を派遣し、連携の強化を図っています。

(4) 文化財の不法な輸出入等の規制

我が国は、平成14年に、不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入などの危険から保護することを目的とする「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段

に関する条約」を締結し、併せて「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。この法律には、外国の博物館などから盗取された文化財を「特定外国文化財」として輸入を禁止すること、「特定外国文化財」の盗難の被害者については、民法で認められている代価弁償を条件として、回復請求期間を特例として10年間に延長することなどが定められています。

(5) 武力紛争の際の文化財の保護

我が国は、平成19年に、武力紛争時における文化財の保護を目的とする「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」などを締結し、併せて「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」を制定しました。この法律には、武力紛争時に他国に占領された地域(被占領地域)から流出した文化財を「被占領地域流出文化財」として指定し、輸入を規制すること、武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為又は文化財を軍事目的に利用する行為などを罰則の対象とすることなどが定められています。

第7節

国語施策と外国人に対する日本語教育施策の推進

1 社会の変化に対応した国語施策

国語は、国民の生活に密接に関係し、我が国の文化の基盤を成すものです。文化庁では、時代の変化や社会の進展に伴って生じる様々な国語の問題に対応して、より適切な国語の在り方を検討しながら、その改善のために必要な施策を実施してきました。

国語に関する問題については、かつての国語審議会が中心となって検討を行い、様々な改善を図ってきました。具体的には、国語の表記に関して、一般の社会生活における「目安」や「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などが答申され、内閣告示・訓令によって実施されてきました。その後、国語審議会は、平成13年1月に文化審議会国語分科会として改組され、現在に至っています。

これら審議会の答申に基づく告示をはじめとする国語施策の普及と国語の改善のため、文化庁では、様々な取組を行ってきました。例えば、最近の国語施策についての情報などを提供するとともに、参加者から国語施策に対しての意見を頂くための「国語問題研究協議会」「国語施策懇談会」を毎年開催しています。また、国語施策を進める上での参考とするとともに、国語に対する国民の関心を喚起するために、平成7年度から毎年「国語に関する世論調査」を実施し、日本人の国語意識の現状について調査しています。さらに、インターネットを活用した取組では14年5月から国語施策に関連する資料を提供してきた「国語施策情報システム」について、利用者の要望が多かった「常用漢字表」音訓検索の導入など、24年2月に大幅な更新を行いました。

また、平成19年2月に文化審議会が答申した「敬語の指針」を広く普及するためのウェブ版短編映画「敬語おもしろ相談室」を文化庁ホームページで公開しています。

(1) 漢字政策の変遷と漢字表改定の背景

昭和21年に内閣告示された「当用漢字表」は、「一般社会で、使用する漢字の範囲」として1,850字を示した漢字表で、その「使用上の注意事項」には「この表の漢字で書きあらわせないことばは、別のことばにかえるか、または、かな書きにする。」と明記されていました。「当用漢字表」は35年にわたって使用されましたが、その制限的な性格によって国語の表現を束縛し、表記を不自然なものにす

るとの批判や、社会情勢の変化によって新たに字種の追加が必要になったことなどから見直しが進められ、昭和56年に「常用漢字表」が内閣告示として公布されました。「常用漢字表」は、「当用漢字表」に95字を加えた1,945字の漢字表となり、その性格も制限色の薄い「漢字使用の目安」に変更されました。

しかし、昭和56年当時には想定できなかった情報機器の急速な普及によって、手書きできない漢字でも簡単に打ち出すことが可能になるなど、私たちの文字環境は大きく変化しました。こうした状況に対応するため、平成17年3月に文部科学大臣から文化審議会に「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」が諮問され、文化審議会国語分科会で審議することになりました。

平成22年6月7日、国語分科会における5年にわたる審議の結果、取りまとめられた「改定常用漢字表」が文化審議会です承され、文部科学大臣に答申されました。その後、「改定常用漢字表」は、関係各府省との協議を経て、同年11月30日に内閣告示「常用漢字表」として公布されています。

新しい「常用漢字表」は、内閣告示以降、既に法令、公用文書、新聞、雑誌、放送などに広く用いられ、一般の社会生活における円滑な情報伝達のための漢字使用の目安とされています。また、文化庁では、平成22年～23年に「常用漢字表」の説明会を全国4か所で、「常用漢字表」の説明を含む国語問題研究協議会を東日本・西日本の2か所で開催するなど、その普及に努めています。

なお、平成23年度においては、国語分科会に設置された問題点整理小委員会で、現在、社会の各分野で問題とされている国語についての課題を広く洗い出し、今後、国語施策を行う上でどのように対応していけばよいかを整理しました。これらの検討を通じて挙げられた意見は、「国語分科会で今後取り組むべき課題について」（問題点整理小委員会における「意見のまとめ」）として取りまとめられています。

図表 2-7-29 国語審議会及び文化審議会(国語分科会)の重要な答申等と実施状況

①内閣告示・訓令となっているもの

国語審議会			文化審議会国語分科会						
諮問	答申	内閣告示・訓令	諮問	答申	内閣告示・訓令	諮問	答申(文化審議会)	現行の内閣告示・訓令	
1 国語ノ統制ニ 関スル件	当用漢字表(昭21.11)	→ 当用漢字表(昭21.11)	国語施策の改善の 具体策について (昭41.6)	常用漢字表(昭56.3)	→ 常用漢字表(昭56.10)	情報化社会に対応 する漢字政策の在 り方について (平17.3)	改定常用漢字表 (平22.6)	→ 常用漢字表 (平22.11)	
2 漢字ノ調査ニ 関スル件	当用漢字音訓表(昭22.9) 当用漢字字体表(昭23.6)	→ 当用漢字音訓表(昭23.2) → 当用漢字字体表(昭24.4)		改定 現代仮名遣い (昭61.3)					→ 現代仮名遣い (昭61.7 平22.11一部改正)
3 仮名遣ノ改定 ニ関スル件	現代かなづかい(昭21.9)	→ 現代かなづかい(昭21.11)		外来語の表記 (平3.2)					→ 外来語の表記 (平3.6)
4 文体ノ改善ニ 関スル件 (昭10.3)				改定 送り仮名の付け方 (昭47.6)					→ 送り仮名の付け方 (昭48.6 昭56.10一部改正、 平22.11一部改正)
	建議							→ ローマ字のつづり方 (昭29.12)	
	[送りがなのつけ方] について(昭33.11)	→ 送りがなのつけ方 (昭34.7)							
	ローマ字のつづり方の単 一化について(昭28.3)								

②内閣告示・訓令となっていないもの

国語審議会	
諮問	答申
新しい時代に 応じた国語施策の在り方 について(平5.11)	現代社会における敬意表現(平12.12) 表外漢字字体表(平12.12) 国際社会に対応する日本語の在り方(平12.12)

文化審議会国語分科会	
諮問	答申(文化審議会)
これからの時代に 求められる国語力につ いて(平14.2)	これからの時代に求められる国語力につ いて(平16.2)
敬語に関する具体的 な指針の作成につ いて(平17.3)	敬語の指針(平19.2)

(参考)改定された常用漢字表の主な点

○出現頻度、造語力の有無、読み取りの効率性などの観点から、196字を追加し、5字を削除。1,945字から2,136字の漢字表に改定。

追加字種(196字)

挨 曖 宛 嵐 畏 萎 椅 彙 茨 咽 淫 唄 鬱 怨 媛 艶
 旺 岡 臆 俺 苛 牙 瓦 楷 潰 諧 崖 蓋 骸 柿 顎 葛
 釜 鎌 韓 玩 伎 亀 毀 畿 臼 嗅 巾 僅 錦 惧 串 窟
 熊 詣 憬 稽 隙 桁 拳 鍵 舷 股 虎 鋼 勾 梗 喉 乞
 傲 駒 頃 痕 沙 挫 采 塞 埼 柵 刹 拶 斬 恣 摯 餌
 鹿 叱 嫉 腫 呪 袖 羞 蹴 憧 拭 尻 芯 腎 須 裾 凄
 醒 脊 戚 煎 羨 腺 詮 箋 膳 狙 遯 曾 爽 瘦 踪 捉
 遜 汰 唾 堆 戴 誰 旦 綻 緻 耐 貼 嘲 拂 椎 爪 鶴
 諦 溺 填 妬 賭 藤 瞳 枋 頓 貪 井 那 奈 梨 謎 鍋
 匂 虹 捻 罵 剝 箸 汜 汎 阪 斑 眉 膝 肘 阜 訃 蔽
 餅 壁 蔑 哺 蜂 貌 頰 睦 勃 味 枕 蜜 冥 麵 冶 弥
 闇 喻 湧 妖 瘍 沃 拉 辣 藍 璃 慄 侶 瞭 瑠 呂 賂
 弄 籠 麓 脇

削除字種(5字)

勺 錘 銑 脹 匄

○専ら固有名詞を表記するのに用いる漢字は対象外として追加しないが、都道府県名に用いる漢字(=岡, 阪, 熊, 鹿, 梨, 阜, 茨, 媛, 埼, 奈, 枋)とこれに準じる漢字(=畿, 韓)は例外として追加。

○これまでの常用漢字に新たな音訓を追加。

委(訓: ゆだねる)	育(訓: はぐくむ)	応(訓: こたえる)	滑(音: コツ)
関(訓: かかわる)	館(訓: やかた)	鑑(訓: かんがみる)	混(訓: こむ)
私(訓: わたし)	臭(訓: におう)	旬(音: シュン)	伸(訓: のべる)
振(訓: ふれる)	粹(訓: いき)	逝(訓: いく)	拙(訓: つたない)
全(訓: すべて)	創(訓: つくる)	速(訓: はやまる)	他(訓: ほか)
中(音: ジュウ)	描(訓: かく)	放(訓: ほうる)	務(訓: つとまる)
癒(訓: いえる・いやす)	要(訓: かなめ)	絡(訓: からめる)	類(訓: たぐい)

○使用されなくなった音訓を削除。

畝(訓: せ) 疲(訓: つからず) 浦(音: ホ)

○付表の語を変更。

居士(こじ) ⇒「一言居士」を「居士」に変更

五月(さつき)⇒「五月晴れ」を「五月」に変更

お母さん ⇒「お母さん」を「母さん」に変更

お父さん ⇒「お父さん」を「父さん」に変更

海女(あま) ⇒「海女」を「海女, 海士」に変更

※なお、付表の語を構成要素の一部とする熟語に用いてもかまわないことを明記。「河岸(かし)」→「魚河岸(うおがし)」「心地(こち)」「居心地(いごち)」など。

○付表の語を追加。

鍛冶(かじ) 固唾(かたず) 尻尾(しっぽ)

老舗(しにせ) 真面目(まじめ) 弥生(やよい)

○追加字種の字体(印刷文字における字体)については、「表外漢字字体表」(平成12年12月国語審議会答申)に示された「印刷標準字体」を基本としつつ、以下の5字(*)に、括弧内に示す「許容字体」を併せて明示。また、「しんにゅう」「しょくへん」の例を含め、印刷文字字形とは異なる手書き特

有の字形を持つ字について、具体的に説明。

* 邇[邇], 遜[遜], 謎[謎], 餅[餅], 餌[餌] []の外が「印刷標準字体」

○必要に応じ、振り仮名などを用いて読み方を示すような配慮をするなどした上で、表に掲げられていない漢字を使用することもできると明記。

(2) 消滅の危機にある言語・方言に関する調査

平成21年2月、ユネスコが、アイヌ語、八丈語(八丈方言)、奄美語(奄美方言)、沖縄語(沖縄方言)など国内の八つの言語・方言が消滅の危機にあると発表したことを受けての実態調査や23年3月11日の東日本大震災の被災地の方言に関する調査を行っています。

Column No. 34

日本における消滅の危機にある言語・方言

平成21年2月に国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)が、世界中で約2,500の言語が消滅の危機にあるという調査結果を発表しました。日本の中では、次の八つが挙げられています。

【極めて深刻】アイヌ語

【重大な危険】八重山語(八重山方言)、与那国語(与那国方言)

【危険】八丈語(八丈方言)、奄美語(奄美方言)、

国頭語(国頭方言)、沖縄語(沖縄方言)、

宮古語(宮古方言)

※ユネスコでは、日本で「方言」として扱われることのある

言葉も「言語」として扱われています。



(ユネスコ“Atlas of the World's Languages in Danger”を基に作成)

文化庁においては、平成22年度に「危機的な状況にある言語・

方言の実態に関する調査研究事業」を人間文化研究機構国立国語研究所に委託して、与那国島(与那国語・与那国方言)、多良間島(宮古語・宮古方言)、喜界島(奄美語・奄美方言)、下甑島(鹿児島県甑島の言葉)の実態についての現地調査と、アイヌ語についての先行研究に基づく現状分析を行い、ホームページで公表しています。

調査の結果、与那国語(与那国方言)、宮古語(宮古方言)、奄美語(奄美方言)、アイヌ語は、ユネスコの指摘どおり消滅の危機にあること、また同時に、ユネスコが挙げていない甑島の言葉も消滅の危機にあることが明らかになりました。

平成23年度は、同年3月11日に起きた東日本大震災の影響を考慮し、「東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する予備的調査研究事業」を東北大学に委託して、被災地方言の被災前の状況分析や、震災が方言の継承に与える影響の予測などを行い、ホームページで公表しています。

2 外国人に対する日本語教育施策の推進

(1) 外国人に対する日本語教育施策

近年、外国人登録者数(約208万人：平成23年12月法務省調べ(速報値))は3年連続で減少したものの、長期的には日本語学習者数(約17万人：22年11月文化庁調べ)は増加傾向にあり、それに伴って外国人の日本語学習目的が多様化しています。

このような状況の下、文化庁では、外国人労働者問題関係省庁連絡会議や日系定住外国人施策推進会議における提言などを基に、コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため様々な取組を行っています。

図表 2-7-30 日本語教育に関する主な事業

事業	概要
1 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	我が国に滞在する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように日本語教育の充実を図るため、日本語教室の設置運営、日本語指導者養成、ボランティアの実践的研修などを行っています。 また、多文化共生社会の基盤づくりに資する日本語教育を推進する専門的人材の育成のために「地域日本語教育コーディネーター研修」を開催しています。
2 省庁連携日本語教育基盤整備事業	日本語教育関係府省連絡会議の開催や、日本語教育推進会議の開催を通じて、日本語教育に関する意見交換や情報交換を行っています。 また、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベースシステムを整備します。
3 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育事業	条約難民に対する定住支援事業の一環として、通所式施設において日本語教育を行うとともに、ボランティア団体などに対する支援や通所式施設を退所した難民に対する日本語教育相談を行っています。また、平成22年10月から受入れを開始した第三国定住難民に対しても日本語教育を行っています。
4 日本語教育に関する調査及び調査研究	定住外国人の増加する我が国における日本語教育関連施策などの立案推進のための基礎資料とするため、移民受入の先進国・地域における外国人に対する自国語教育・普及施策などについて最新の状況を調査しています。 また、日本語教育実施機関・施設などに関する実態を把握するため、日本語教育実態調査を実施しています。
5 日本語教育研究協議会等の開催	日本語教育に対する理解の増進を図るとともに、日本語教育の水準の向上と日本語教育の推進に資するため、日本語教育研究協議会を実施し、日本語教育施策の説明や地域の日本語教育に関する取組について情報提供を行っています。 また、各地域における日本語教育の充実を図るため、都道府県政令都市などの日本語教育担当者を対象に研修を行っています。

(2) 外国人に対する日本語教育の教材例集の作成等

平成19年7月、近年の外国人の定住化傾向や社会参加の必要性の高まりを前提とした日本語教育の在り方について検討を行うため、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置しました。20年1月に整理した「今後検討すべき日本語教育の課題」に基づき、これまで「地域における日本語教育の体制整備」と「生活者としての外国人に対する日本語教育の目的及び標準的な内容等」について審議を行ってきました。「生活者としての外国人に対する日本語教育の目的及び標準的な内容等」については、22年5月に「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について、23年1月に「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック、24年1月に「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集」と「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について」の取りまとめを行いました。

(3) 日本語教育の総合的推進

日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省や関係機関・団体において、それぞれの目的や対象者に応じて実施されており、文化庁では、関係府省がそれぞれ実施している日本語教育施策について情報交換を行い、総合的な推進を図っていくことを目的として「日本語教育関係府省連絡会議」を開催しています。

また、平成24年1月には日本語教育の総合的な推進の取組の一環として「日本語教育推進会議」を立ち上げ、同年3月に第2回を開催しました。この会議では、関係府省に加え、日本語教育関係機関・団体が一堂に会して日本語教育に関する取組や課題などについて意見交換や情報交換を行っています。

第8節 | 新しい時代に対応した著作権施策の展開

文化庁では、我が国が標榜する「文化芸術立国」及び「知的財産立国」を実現するとの基本理念に立ちつつ、情報化の進展に伴う著作物等の創作手段や利用手段の多様化などの社会状況の変化に対応した著作権施策を展開しています。

1 法制度の整備

「著作権法」については、これまでも権利の保護と公正な利用の調和を図りつつ、時宜に応じた制度改正を行ってきており、平成24年3月には第10・11期の文化審議会著作権分科会の検討結果を踏まえた著作権法の一部改正法案が国会に提出されました。第11期文化審議会著作権分科会においては、急速なデジタル・ネットワーク社会の進展などに対応するため、法制問題小委員会、国際小委員会の2つの小委員会を設置し、著作権に関する様々な課題について、検討が進められました。

法制問題小委員会においては、著作権法制度の在り方に関する事、具体的には、国立国会図書館からの送信サービスに関する権利制限規定などについて検討が実施されました。また、国際小委員会においては、インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方、著作権保護に向けた国際的な対応の在り方などについて検討が実施されました。主な事項の検討結果については以下のとおりです。

(1) 法制問題小委員会における検討結果

① 権利制限規定の見直しに係る課題

(ア) 国立国会図書館からの送信サービス等に関する権利制限規定の創設

広く国民が出版物にアクセスできる環境を整備するため、国立国会図書館のデジタル化された所蔵資料(以下、デジタル化資料)の利活用の促進が求められており、平成23年8月26日「『デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項』に係るまとめ」が取りまとめられました。これを受けて、デジタル化資料を公立図書館や大学図書館などに対してインターネットなどで配信するための権利制限規定の創設について検討が行われ、「国立国会図書館からの送信サービスに関する権利制限規定に係るまとめ」が取りまとめられました。

(イ) 私的使用のための複製に係る権利制限規定に関する課題の検討

デジタル化・ネットワーク化が進展する中、私的使用のための複製に係る権利制限の在り方について、著作権法第30条全般を対象として検討を行いました。

具体的には、実態に即した議論となるよう、平成23年7月に2回にわたり関係団体からヒア

リングを実施し、当該ヒアリングなどを考慮して論点の整理が行われ、今後更に検討されることとなっています。

②いわゆる「間接侵害」に係る課題

権利者に無断で音楽・映像などのコンテンツを動画共有サイトにアップロードする者といった権利侵害行為を行う者に対しサーバーを提供する者のように、権利侵害行為に間接的に関与する者に対して、権利者がどのような場合に差止請求などを行うことが適切なのかなどについて、司法救済ワーキングチームにおいて検討を行い、当該ワーキングチームとして『「間接侵害」等に関する考え方の整理』（平成24年1月）が取りまとめられました。

③ネット上の複数者による創作に係る課題

インターネット上では、投稿サイトや電子掲示板への書き込みなど、複数の者が著作物の創作に関わる形態のサービスが普及しています。このように創作された著作物を二次利用する場合の権利処理ルールについて、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性の両面から、契約・利用ワーキングチームにおいて検討を行い、報告書(平成24年1月)を取りまとめました。

(2) 国際小委員会における検討結果

①インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

海外における著作権侵害への効果的な対応を行っているコンテンツ業界の権利執行団体2団体からヒアリングを行い、インターネット上の違法コンテンツを監視し削除要請を行うシステムの活用、侵害発生国の関係機関などとの連携強化や違法コンテンツの流通防止に向けた意識啓発の促進などの権利侵害への効果的な取組事例の共有を図るとともに、それらの取組に対する政府の支援方策などについて検討を行いました。

②著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

現在、視聴覚実演の保護や放送機関の保護に向けた条約に関する議論や、権利の制限と例外に関する議論が世界知的所有権機関(WIPO)で進められており、引き続き我が国の対応の在り方を検討していくことが必要であるとされました。特に、視聴覚的実演の保護に関する条約については、平成24年6月の外交会議開催の決定につき報告が行われ、本条約については、早期実現が望まれています。

③知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方

世界知的所有権機関(WIPO)の、遺伝資源・伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会(IGC)において、テキストベースでの議論が具体的に進展している中、引き続き我が国の対応の在り方を検討していくことが必要であるとされました。

2 円滑な流通の促進

インターネットの普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通形態を劇的に変化させています。このような状況の中、文化庁では、著作物の流通促進の観点から次のような施策を行っています。

(1) 「著作権等管理事業法」の的確な運用

著作権等の管理については、著作物等の利用者の便宜を図るとともに、権利の実効性を高めるため、著作物等を集中的に管理する方式が普及しています。これらの事業を行う「著作権等管理事業者」に対して、「著作権等管理事業法」に基づき、年度ごとの事業報告の徴収や定期的な立入検査などを行い、適切に事業が行われるよう指導監督を行っています(登録事業者数 37事業者(平成24年3月1日現在))。

(2) 著作物等の流通・利用の円滑化施策

著作物等の流通を促進するための環境整備として、インターネット上のコンテンツに利用条件を付与するシステム(意思表示システム)の在り方の検討や、諸外国の著作権の集中管理と競争政策に関する調査研究などを行い、その成果を広く関係者に公表しています。

(3) 権利者不明等の場合における裁定制度の運用

著作権者等の所在が不明の場合に著作物等を適法に利用するための「裁定制度」の運用を行っています。平成23年度は国会図書館の書籍や放送番組における実演など60,230件の著作物等の利用について裁定を行いました。

(4) 著作権登録制度の運用・改善

著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の取引の安全の確保などのため、著作権法に基づく登録事務を行っています。平成21年の著作権法改正においては、デジタル化・ネットワーク化の進展に合わせ、検索しやすい媒体をもって調製できるよう、著作権登録原簿の電子化に関する規定を整備しました(23年6月1日施行)。

3 著作権教育の充実

著作権に関する高い意識や幅広い知識を身につけることは、今日ますます重要となっており、中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱うこととされています。また、文化庁では、全国各地での講習会の開催やさまざまな人を対象とした教材の作成・提供を行っています。講習会については、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員、教職員を対象として毎年十数か所で開催しています。さらに、教材についても積極的に提供しており、児童生徒を対象とした著作権学習ソフトウェア、教職員を対象とした指導事例集、大学生や企業を対象とした映像資料、初心者向けのテキスト、著作権Q&Aデータベース「著作権なるほど質問箱」などを文化庁ホームページ(参照：http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_4.html)を通して広く提供しています。



平成23年度著作権セミナー(新潟県)会場風景

このほかにも、関係機関・団体などが主催する著作権講習会への講師の派遣や、著作権教育の充実のため関係団体との連携の促進などを行う著作権教育連絡協議会を開催しており、平成23年度も引き続きこれらの施策を推進し、著作権に関する教育・普及啓発について一層の充実を図っています。

4 電子書籍の流通と利用の円滑化

我が国における電子書籍の利活用の推進に向けた検討を行うため、平成22年3月から「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」(総務省、文部科学省、経済産業省の3省合同開催)が開催され、同年6月に報告が取りまとめられました。同報告においては、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の円滑かつ安定的な生産と流通による知の拡大再生産の実現」「オープン型電子出版環境の実現」「『知のインフラ』へのアクセス環境の整備」「利用者の安心・安全の確保」に向けた提言が行われました。

同報告を受け、文化庁においては、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」(詳細は章末のコラム参照。)を開催し平成23年12月に報告を取りまとめるなど検討を進めています。

5 国際的課題への対応

(1) 海外における海賊版対策

アジア地域を中心に、近年、我が国のアニメ、音楽、映画、ゲームソフトなどの著作物に対する関心が高まる一方で、それらを違法に複製した海賊版の製造・流通やインターネット上の著作権侵害が深刻な問題になっています。

海外における侵害海賊版の製造・流通を防ぐためには、我が国の権利者が自ら侵害発生地において迅速に対抗措置をとることができることが不可欠であり、文化庁では、その環境を整備するための施策を積極的に実施しています。

具体的には、①二国間協議などの場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請、②著作権侵害対策ハンドブックの作成・セミナーの開催など、我が国権利者の諸外国における権利行使の支援③侵害発生国・地域の取締機関職員を対象としたトレーニングセミナーなど、侵害発生国・地域を中心とした能力構築支援を実施しています。

(2) 国際ルールづくりへの参画

著作物は、貿易やインターネットを通じた送信などにより国境を越えて利用されるものであるため、多くの国において条約に基づく国際的な保護が行われています。我が国は、「文化的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(ベルヌ条約)」「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(ローマ条約)」「デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)」「実演家及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)」などの著作権関連条約の締結に加え、世界貿易機関(WTO)加盟国として「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の履行義務を負っています。

現在、世界知的所有権機関(WIPO)で検討が進められている「放送機関」や「視聴覚実演」の保護に関する新条約の議論にも積極的に参画しています。知的財産権の執行を強化するための新しい枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)」については、我が国主導で策定が進められ、平成23年10月には署名式が行われました。また、自由貿易協定(FTA)・経済連携協定(EPA)交渉や二国間協議の場において国際的な著作権保護の強化を働きかけています。

電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議について

平成22年6月に取りまとめられた『デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告』を受けて、文部科学省において「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」が同年11月から開催されました。本検討会議では著作者、図書館関係者、出版関係者、配信事業者、有識者などの関係者が集まり、①デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項、②出版物の権利処理の円滑化に関する事項、③出版者への権利付与に関する事項、の3点について検討が行われ、23年12月に報告が取りまとめられました。

同報告においては、検討事項①「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」については、国立国会図書館のデジタル化された所蔵資料(以下、「デジタル化資料」)の利活用方策の一環として一定の条件の下で、デジタル化資料を国立国会図書館から地域の公立図書館、大学図書館などまで送信するサービスを行うことが適当であるとの方向性が示されました。当該サービスの実施は、国民の「知のアクセス」の向上、情報アクセスの地域間格差の解消に資するものと考えられ、制度面の整備を含めた環境整備が図られることによる早期の実施が期待されます。

検討事項②「出版物の権利処理の円滑化に関する事項」については、今後の更なる出版物の利活用のためには出版物に関する権利処理の円滑化が必要であることから、このための仕組みを整備することが必要であるとされています。当該仕組みは、中小出版者や配信事業者など多様な主体による積極的なビジネス展開の実現や、「孤児作品(権利者不明作品)」などの権利処理の円滑化に資するものであり、早急に整備することが求められています。

また、検討事項③「出版者への権利付与」についても、平成22年度に文化庁において実施した「諸外国の著作権法等における出版者の権利及び出版契約に関連した契約規定に関する調査研究」の結果などを考慮した上で、出版関係者からのヒアリングを行うなど精力的に検討が進められました。その結果、今後は「出版者への権利付与」について出版者などが中心となり、当該権利付与が電子書籍市場に与える全般的な影響について検証を行うとともに、法制面における課題の整理などについて文化庁において専門的な検討を実施することが必要とされました。その上で「出版者への権利付与」の具体的な在り方について、電子書籍市場の動向を注視しつつ、国民各層の幅広い立場からの意見を考慮し、制度的対応を含めて官民一体となった早急な検討を行うことが適当であるとされています。文化庁としては、本検討会議の報告を考慮しつつ、デジタル・ネットワーク社会における知の資産の有効活用と電子書籍流通の基盤整備を目指し、他府省などとの連携の下で、積極的な対応を図ってまいります。

第9節

宗教法人制度と宗務行政

1 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万3,000の宗教団体が「宗教法人法」に基づく宗教法人となっています。

宗教法人制度を定める宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねています。その一方で、宗教法人の責任を明確にし、その公共性を骨子として全体系が組み立てられています。

図表 2-7-31 宗教法人数

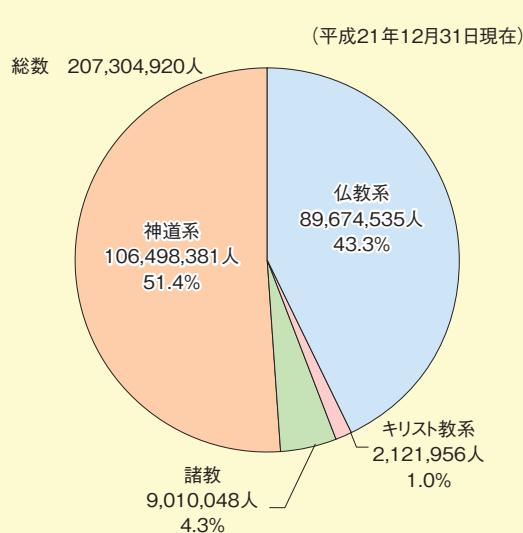
(平成21年12月31日現在)

所轄	区分		包括宗教法人	単位宗教法人	合計
	系統				
文部科学大臣	神道系	仏教系	128	89	217
		キリスト教系	156	276	432
		諸教	61	249	310
		計	30	76	106
	計		375	690	1,065
都道府県知事	神道系	仏教系	6	85,100	85,106
		キリスト教系	11	77,257	77,268
		諸教	7	4,192	4,199
		計	1	14,882	14,883
	計		25	181,431	181,456
合計		400	182,121	182,521	

- (注) 1 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人及び当該法人を包括する宗教法人
2 都道府県知事所轄：一つの都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人

(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(平成22年版)

図表 2-7-32 系統別信者数



(注) 信者の把握の基準は宗教団体により異なる。

(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(平成22年版)

2 宗務行政の推進

(1) 宗教法人の管理運営の推進等

文化庁では、都道府県の宗務行政に対する指導・助言、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会などの実施、手引書や映像教材の作成などを行っています。

また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する宗教統計調査を実施し、その結果を「宗教年鑑」としてまとめ、発行するほか、宗教に関する資料の収集や海外の宗教事情の調査などを行っています。



宗教法人実務研修会



宗教年鑑など

(2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情により活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

このため、文化庁と都道府県においては、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証により、また、これらの方法で対応できない場合には、裁判所に対して解散命令の申立てを行うことにより、不活動宗教法人の整理を進めています。

(3) 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性などに配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。

第10節 アイヌ文化の振興

国では、以前から、文化財保護の観点によるアイヌ関係の文化財の指定などを行い、北海道教育委員会が行う事業への支援を行ってきました。平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、併せて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立しました。

文部科学大臣と国土交通大臣は、同法の規定に基づく業務などを行う団体として財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構を指定し、同法人の行う事業に対して支援しています。同法人は、アイヌに関する研究等への助成、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業、優れたアイヌ文化活動の表彰や、アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生事業などを行っています。

図表 2-7-33 アイヌ文化振興財団事業体系図(平成 23 年度)

